

平成 27 年度

教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検・評価報告書

三股町教育委員会

○ 自己点検及び評価の経緯

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなった。

○ 自己点検・評価の考え方

大項目として、1. 教育委員会の活動、2. 教育委員会が管理・執行する事務、3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、の3つに分けて点検・評価を行った。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げた。また、報告書は、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について作成した。

○ 具体的な点検・評価の方法

次の3つの項目に分類した。

シート1 教育委員会の活動

シート2 教育委員会が管理・執行する事務

シート3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価は、A達成している(100%)、Bほぼ達成している(約80%)、C概ね達成している(約60%)、D達成していない(約50%以下)の4段階で実施した。

○ 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項において「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」としていることから、学識経験者として、元勝岡小学校校長先生の穂所信博氏にお願いし自己評価についての意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

1	自己点検・評価シート1（教育委員会の活動）	1
2	自己点検・評価シート2（教育委員会が管理・執行する事務）	2
3	自己点検・評価シート3 (教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務)	4
4	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書	
(1)	学校教育に関すること	14
(2)	生涯学習に関すること	28
(3)	文化振興に関すること	37
(4)	社会体育に関すること	42
5	学識経験者（元勝岡小学校校長 穂所信博氏）の知見	45

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 1

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	A	○ 定例会を毎月1回、臨時会を7月と3月の2回開催した。委員へは事前に資料を配付し当月の案件について通知した。案件についての事務局内での打ち合わせを綿密に行った。
	(2)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	A	○ 教育委員会定例・臨時会の会議資料は事前に提供し、各委員が十分に内容を把握した上で会議を行っている。教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明や会議の教育長報告の中で行っている。
	(3)教育委員会と首長との連携	教育委員会と首長との連携	A	○ 重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努め、また、課長会議にも教育長も出席し常に連携を図っている。
	(4)教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	A	○ 県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
	(5)学校及び教育施設に対する支援	学校訪問 教育施設に関する設置及び管理に関する条例についての一部改正等	A	○ 全ての学校を対象に計画訪問を実施し、施設の点検を行うとともに教育指導上の課題や児童生徒の実態等の把握に努めた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	○これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
	(2)学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること		○事例なし
	(3)教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	○学習指導要領に基づいた。
	(4)人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと	C	○口頭訓告7件、文書訓告1件の計8件を実施した（26年度比較2増）
	(5)校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	○平成28年3月末の教職員の人事異動に際し、転出30名（退職3名、県教委採用2名を含む）転入30名（新規採用7名を含む）、校長昇任1名及び事務局員2名の異動の内申を行った。
	(6)教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	○平成27年4月課長及び課長補佐（2名）の任免を行った。
	(7)学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること		○事例なし
	(8)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	○三股町立学校通学区域に関する規則の一部改正 ○三股町外国語指導助手任用規則の一部改正 ○三股町学校管理運営規則の一部改正 ○三股町就学援助規則一部改正 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う三股町教育委員会会議及び選挙等に関する規則等の一部改正 ○三股町土曜学習実施要綱の制定 ○三股町放課後子ども教室推進事業実施要の制定

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(8)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと		<ul style="list-style-type: none"> ○三股町学校サポート事業実施要綱の制定 ○三股町教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する告示の一部改正 ○三股町の教育に関する事務の点検及び評価実施要綱の一部改正 ○三股町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正
	(9)議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
	(10)教育予算の見積を決定すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
	(11)要保護及び準要保護児童生徒の認定にすること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。(27年度認定者数 小学校 223人、中学校 122人)
	(12)学校評議員を委嘱すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
	(13)社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育委員は、町内の社会教育分野で活動している方7名(男性4名、女性3名)に委嘱した。
	(14)校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験年数別研修を実施した。
	(15)通学区域を定めること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学区域の例外としての小規模特認校に新たに梶山小・宮村小が設定された。
	(16)教科用図書を採択すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度から採択する中学校教科書図書の採択を行う

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	ア少人数及び複式学級の指導の充実	A ○各小・中学校で習熟度に応じて少人数指導を実施した。 ○複式学級については、指導の充実のため補助教員を2名配置し、きめ細やかな指導を実施した。
		イ適正な就学指導と特別支援教育の充実	A ○就学前の就学相談を2回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 ○保育園・幼稚園等との連携を図った。 ○特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員1名、特別支援教育支援員10名を配置した。
		ウ幼保小中学校連携推進事業の充実	A ○全教職員参加の小中合同授業研究会において、研究公開で実施する教科毎に授業研究会を行った。基礎学力定着指導について共通理解を図った。 ○三股町児童生徒憲章の取組みを進め、小中一貫教育の充実を図った。 ○文教みまたの伝統教育が全学校で実践されている。 ○幼保小中連携の園長、校長会を年2回実施した。また、保育士、教職員の合同研修会を年2回実施した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	ア 施設設備の計画的整備・充実 ④教育環境の整備について	A ○ 宮村小学校理科室実験台移設等改修工事 ○ 梶山小学校防球フェンス設置工事 ○ 三股西小学校図工室間仕切り工事 ○ 三股小学校、三股西小学校洋式便座取替 ○ 梶山小学校、宮村小学校靴箱取替修繕 ○ 三股西小学校パソコン室空調取替修繕
		イ I C T 教育環境の整備	A ○ 書画カメラを中学校に 15 台配置し小中学校普通学級に配置が完了した。
		ウ ALT を活用した外国語活動の拡充	A ○ 英語教育の環境整備を図るため J E T 事業による A L T を小学校 2 名、中学校 1 名を配属している。
		⑤教育研究所の充實について	A ○ 三股町の子どもの学力を伸ばすために、県の「学力向上総合推進事業」の地域指定を受け、学習指導等の研究に取り組んだ。 ○ 授業モデルの推進による教師の意識改革を行い、児童生徒には学習規律の徹底を図り、保護者には家庭学習の充実に向けての啓発を行った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (1) 学校教育に関すること	②生徒指導の充実について	いじめ、不登校問題への適切な対応	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについては、各学校において、学校いじめ防止基本方針を基にした研修等を実施するよう指導し、いじめの未然防止や対応に努めた。 ○ 不登校については、毎月、サポート訪問を行うことで学校を支援したり、適応指導教室において学校復帰へ向けた取組みを行ったりした。 ○ 三股町いじめ防止基本方針の徹底 ○ 都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の開催
		ア 衛生管理と食中毒の防止	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水設備の改修、調理場設備機器の修繕を行うとともに衛生管理研修への参加、宮崎県都城保健所の指導に基づく改善等を行った。
	③学校給食の充実について	イ 学校給食費未納対策	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校給食費未納対策マニュアル」に基づいた、PTA、学校、教育委員会、給食センターの連携により、給食費未納対策に取り組む。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (1) 学校教育に関すること	⑥適応指導教室の充実について	学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適応指導教室に通級していた中学3年生が3人高校へ進学することができた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し適応指導教室への通級に関する指導を学校と協議しながら行った。
	⑦人権教育の推進について	人権教育研修会の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。 ○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進を図った。 ○ 教職員への研修を2回実施し、人権意識の啓発を図った。
	⑧安全教育の徹底について	児童生徒の安全確保	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具点検や通学路点検により、不良箇所を整備した。 ○ みまもりたい・青パトを活用して登下校時の安全を確保した。 ○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施し、児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。
	⑨国際理解教育の推進について	中学生海外派遣事業の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前英会話研修はALTの指導により、実践的な研修ができた。 ○ 中学生6名、引率2名でオーストラリア研修を行い、ホームステイや受入校での授業などを通じ、語学学習とともに文化交流を実施した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること ①生涯学習社会づくりについて	<p>ア 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実</p> <p>イ 高齢者学級の開設と活動の推進</p>	<p>A ○情報誌「生涯学習みまた」を作成し、一年間の主な事業の紹介や募集等を掲載し、町内各世帯へ配付することで生涯学習情報の提供を行った。</p> <p>○回覧や「広報みまた」に各種事業の紹介や募集等を掲載した。</p> <p>○公民館主催教室を 17 教室開設し、286 名が参加し、生涯学習の充実、また、福祉・健康増進にも効果が得られた。</p> <p>○教育要覧を作成し関係者に配布した。</p>
			<p>高齢者学級「さつき学園」を開設し、学習活動の推進を行なった。</p> <p>月に 1~2 回の学習会を開き、年間で 18 回の文化・スポーツ・野外活動等を行なった。学級生 38 名が集まり、積極的な学習会を行うことができた。高齢者の生涯学習への意欲向上を図ることができた。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること	ア 社会教育施設の整備と活用	A ○第3地区分館の屋根外壁の改修工事をおこなったことにより、地域住民のコミュニティの場として利用しやすい施設となった。 ○各施設の修繕補修を行うことで利用者が安全に安心して利用できるよう整備した。
	②社会教育の充実について	イ 地区・自治公民館活動の充実	A 自治公民館連絡協議会として各地区的館長が、2ヶ月に1回会議の場を設けて、情報交換・研修等を行った。
		ウ 人権に関する教育の推進	A ○町文化会館エントランスホールで「いきいきふれあいリレー啓発展」を実施。人権啓発パネル展示やパンフレット配布を行い、人権の大切さを啓発した。 ○夏休み期間中に、町内11の児童館で、人権擁護委員と社会教育指導員による人権啓発事業「なかよし広場」を実施。人権に関する講話や紙芝居等で、人権の大切さを子どもたちに伝えた。 ○都北地区人権・同和研究大会と合同で「人権啓発研修会」を開催。人権に関する講演と分科会を行い、約460人（うち三股町190人）の参加者が人権について学んだ。 ○「人権に関する標語」と「親と子のふれあい標語」を募集し、入賞者に賞状と図書券を贈呈した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること	④家庭教育の充実について	A 家庭教育学級の充実	家庭教育学級運営協議会を設置し、家庭教育学級運営の充実を図った。
		⑤歴史遺産の見直しと文化意識の向上について	A ア 町史編さん事業の開始	町史編さん委員を追加し、事業の推進に努めた。編さん委員会議は18回実施し、町内の古文書調査を実施するなどして、新たな歴史事実の掘り起こしを行い、新町史の内容の充実につながる取り組みを行った。
			A イ 文化財の整備と保存	梶山城跡の保存整備に関して、梶山城跡保存推進協議会を立ち上げ、梶山城跡用地買収に向けて地元説明会を開催し、地元住民の梶山城跡保存に対する意識の高揚と用地買収への協力体制の確立を図った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること	ア 学校支援体制の構築	<p>教育委員会にコーディネーターを置き、学校支援ボランティアの募集や各学校の支援調査を行った。</p> <p>学校から要望のあったものの中から、対応できるものについて、学校とボランティア間の調整を行い、支援事業を実施することができた。</p> <p>また、毎月第4土曜日を活用して、体験学習を実施。町内から応募のあった21人の児童を対象に、町内の企業や個人等を講師に、年9回の体験学習活動を行った。</p>
	③青少年教育の充実について	イ 活動、体験活動、交流活動の推進	<p>町内の小学校6年生30人と5人の引率者で7月29日から8月3日までの5泊6日間沖永良部島で体験学習を行った。</p> <p>沖永良部島の自然や歴史を肌で感じ、地元の小学生や町民との交流活動を行うなど、貴重な体験をすることができた。</p> <p>また、三股町の郷土芸能である奴踊りを祭りの場で披露し、郷土に対する誇りを再確認することができたと感じる。</p>
		ウ 年育成町民会議の活動促進	<p>親と子のふれあい標語を募集し、表彰・看板作成設置した。</p> <p>入選作品集を作成し、町文化祭で掲示した。</p> <p>青少年指導員による防犯パトロールを、家庭の日(第3日曜日)、夏休み期間、ふるさとまつり、年末などに実施した。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(3) 文化振興に関すること	①総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について	総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実 B ○総合文化施設下水道接続工事および浄化槽雨水タンク再利用改修工事を行った。 ○文化会館は座席機構の計画修繕第3期を行った。 ○総合文化施設南側自動ドア取替修繕（2式）を行った。 ○計画修繕で安全性や利便性を高めた。 ○突発事象や軽微破損に早期かつ適切な対応に努めた。
		②文化会館の利用促進について	ア自主文化事業の充実と推進 A ○買取公演の他、普及・育成事業に継続的に取り組めた。 ○参加創造型事業で三股町の特色ある取り組みとなつた。
			イ貸館事業の充実と推進 A ○貸館利用者への積極的支援によって、主催者や来場者へ満足度の拡充と再度の利用に繋がるよう、対応することに努めた。
		③図書館の利用促進について	ア図書館資料の整備と充実 A ○利用者が求める資料の情報を集めながら、資料を整備し蔵書の充実をはかることができた。 イ読書サービス、読み聞かせ活動の推進 B ○読書週間を活用して、イベントを開催し、読書サービスの推進につとめることができた。 ○児童サービスにつながる、読み聞かせ活動を推進することができた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (4) 社会体育に関すること	①スポーツ振興基盤の充実	ア スポーツ行事の充実および組織の育成と強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回みまた町民総合スポーツ祭を7月に開催し、14種目に約1,400人の参加があった。総合開会式においては、アトラクションとして、キッズダンスの演技を披露され好評を得た。自治公民館対抗ソフトボール競技は、25チームの参加があり、会場を6箇所設けて盛大に実施した。 ○ 第1回みまたん霧島パノラマまらそんをスポーツ推進委員及びみまたチャレンジ総合クラブの協力のもと実施した。これまでのチャレンジRUN大会にハーフの部を設けて、町内外から約1900人のエントリーを得た。 ○ 総合型地域スポーツクラブの運営の安定化と事業拡大のために、直営で運営を行った。
		イ スポーツ施設の計画的整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> A ○ 西部地区体育館の建設を行った。
	②青少年スポーツの振興	スポーツ少年団等の育成・拡充	<ul style="list-style-type: none"> A ○ 町スポーツ少年団主催の各行事では、育成母集団等の積極的な協力が得られた。 ○ 全国大会や九州大会に出場する団体もあるなど、優秀な成績を収め、レベルの向上が図られた。

○平成27年度事業三股町教育委員会事務点検・評価報告書

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

ア 少人数及び複式学級の指導の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒の学力を向上させるため、少人数加配教員がいる小・中学校において、「誰もが分かる授業、伸ばす授業」をめざして児童生徒一人ひとりに確かな学びを身につけさせる少人数指導に取組む。 また、複式学級のある学校に補助教員を配置し、個に応じた指導をめざす。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 少人数加配教員による、習熟度別授業を実施○ 複式学級のある学校に補助教員を配置
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 少人数指導は、小学校では3学年～6学年で教科「算数」を実施した。○ 中学校では、2・3学年で教科「数学」「英語」を実施した。○ 複式学級のある学校1校に2名の補助教員を配置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 複式2学級に補助教員を配置し、学年に応じたきめ細かな指導を実施することができた。○ 習熟度に応じて少人数指導を実施した。指導方法の工夫改善を図りながら、分かる授業に取組んだ。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ 個に応じた指導の推進、確かな学力を身に付けさせるためには、教員が指導方法の工夫改善を行うことが必要である。その有効な手立ての1つであるので、引き続き教員の配置確保に取組む。

イ 適正な就学指導と特別支援教育の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度就学予定児童を対象とする就学相談の充実に努め、適正な就学指導を行う。 ○ 就学児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上又は生活上の困難さを改善するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う等、特別支援教育の推進を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談会の実施 ○ 就学指導委員会専門部会による関係機関訪問 ○ 特別支援教育補助教員の配置 ○ 特別支援教育支援員の配置
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談を通じて適正な就学指導を行った。 ○ 就学指導委員による幼稚園・保育園訪問で児童の実態把握を行い、就学相談へつなげた。 ○ 特別支援教育補助教員を中学校へ1名、特別支援教育支援員を小学校5校に10名を配置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学指導委員が中心となり、就学前の就学相談会を2回実施した。その中で、知能検査等を行い、児童の実態把握を行い、保護者の理解を得ながら、就学指導を行った。 ○ 就学指導委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な就学指導を行った。 ○ 中学校へ特別支援教育補助教員を1名配置し、配慮をする生徒への支援を行った。 ○ 小学校5校へ支援員を10名配置し、特別な配慮を要する児童への支援を行った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会の周知及び充実ため、関係機関との情報交換、連携強化に努める。 ○ 通常の学級に在籍する学習等への困難さのある児童生徒が増加しているため、教育的ニーズに応じながら、適正な就学指導に努める。

ウ 幼保小中学校連携推進事業の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼・保・小・中学校15年間を見通した一貫性・系統性のある教育活動の展開、交流授業や合同研修会を実施する。三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。 ○ 幼保小連携推進協議会に中学校を加え、小1プロブレム及び中1ギャップを防ぐため、保育士、教職員の合同研修会を実施する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施 ○ 「あいさつ」「清掃」「郷土学習」について、その意義を理解する。 ○ 小1プロブレムを防ぐため、幼保小中合同研修会を実施 ○ 保育士、教職員がそれぞれの取組について相互理解し、共通実践する。 ○ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを作成する。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中合同授業研究会の春季研修会では、県教育委員会指定研究「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」の研究公開に向けた取組について説明を行い、夏季研修会では、研究公開当日の授業について、模擬授業などにより事前研修を行った。 ○ 各学校が「伝統教育」「PTA活動」「ボランティア活動」「意見発表」の発表を行うことによって学校・家庭・地域が連携した取組みができるように「文教みまたフェスティバル」を開催した。 ○ 年2回の園長・校長会の実施及び、保育士・教職員の合同研修会を2回実施した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の中学校全職員が一同に介し研修することで、各学校の連携が深まり、研究公開に向けて教職員の共通理解を図ることができた。 ○ 事前研修を行うことで、町内教員の指導力向上を図ることができた。 ○ 各学校が三股町児童生徒憲章の取組みを進め、文教みまたフェスティバルにおいて伝統教育の実践発表をすることができ、小中一貫教育の充実を図ることができた。 ○ 文教みまたの伝統教育として「校門での一礼」「あいさつ運動」「黙想・座礼」「無言清掃」「郷土に関する学習」が全

	<p>学校で実践されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校で取り組んでいる伝統教育について、幼稚園、保育園でも実践するようになった。 ○ 保育士、教職員の合同研修を実施することにより、情報交換の場とすることができた。 ○ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを作成した。
今後の課題と 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中合同授業研究会等をとおして、小・中学校の繋がりの大切さや小中連携の必要性が認識されるよう、また次年度の研究公開に向けて更に理解が深まるよう一層の推進に努める。 ○ 幼保小合同合同研修会を通して、幼保小中の繋がりを大切にし、連携を図っていく。 ○ 次年度はアプローチプログラム・スタートカリキュラムの実践検証を行い、町独自のものを構築していく。

② 生徒指導の充実について

いじめ、不登校問題への適切な対応

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめ・不登校状況の解消及び未然防止に取組む。 ○ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校の未然防止や早期解消に努める。 ○ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。 ○ 学校（担任、対応教員、養護教諭等）との連携を強化する。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校については保護者からの相談によるものが多く学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会に提案し協議をおこなった。 ○ 家庭、学校、スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。 ○ 町内小中学校において学校いじめ防止基本方針を基にした研修の場を設定しているか調査し、いじめ未然防止のための共通理解を図るよう指導した。 ○ 都城市とともにいじめ防止対策専門家委員会を設置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについては、保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた また教育委員会での協議による学校への指導などさまざまな対応をすることができた ○ 不登校については、相談活動を充実し、保護者と共に理解を図りながら学校復帰へ向けた取組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。また、いじめ・不登校の未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努め、相談体制の整備等に積極的に取組む。 ○ 町及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に向けて、継続してより具体的な実践に取り組む必要がある。

③ 学校給食の充実について

ア 衛生管理と食中毒の防止

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進することを目標とする。また、食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行っているが、保健所の指導のもと、施設設備や作業手順の改善を行って衛生管理の充実を図ることに努力する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 「食育」に関する指導の充実○ 望ましい食生活習慣の育成○ 安全管理と事故の防止○ 衛生管理と食中毒の防止○ 給食センターの運営の充実
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 保健所の指導を基に設備整備や作業手順の改善を行った。○ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。○ 施設見学や学校での試食の受け入れを行った。○ 計画的に設備等の更新を行った。○ 栄養教諭による食育の活動が行われた。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 保健所及び県の立ち入り調査を基に作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。○ 衛生管理研修に参加し、調理員の衛生管理に関する意識の向上を図ることができた。○ 施設見学や学校での試食の受け入れを行ったことで、関係者に大量調理やセンター運営についての理解を深めてもらった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ 今後の課題として、給食センターは平成3年度から運営を開始して25年が経過し、設備の老朽化や能力低下の問題もあり、安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修が必要である。また、衛生管理面では、構造上、調理場と洗浄室に分けられないといった問題点もある。

イ 学校給食費未納対策

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食法第2条の目標を達成するため、町内小中学校における同法第11条第2項に規定する学校給食費の未納をなくすことを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費未納対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、学校、給食センターの連携 ・ 支払困難な家庭については、児童手当による徴収を強化する。 ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。 ・ 口座振込み制度の定着。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校では、「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき請求、督促を行った。 ○ 給食費の口座振込み制度を町内全ての小・中学校に導入する。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に、三股町学校給食費未納対策委員会を設立し、「学校給食費未納対策マニュアル」を見直ししたことで、P T A、学校、給食センターが連携して、給食費の未納額減少に取り組むことで、収納率(99.89%)を上げている。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A、学校、教育委員会、給食センターの連携により、未納額は確実に減ってきてるので、完納を目指す。今後は、学校現場において、徴収方法の見直しや未納が累積する前に早期の対応を行うことが重要である。

④ 教育環境の整備について

ア 施設設備の計画的整備・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒にとって安全かつ快適な教育環境の確保とともに、地震等の災害時における地域住民の避難場所としての機能を有する施設を確保するために学校施設・設備の計画的整備に取組む。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した教育施設の改修及び学校との協議による施設・設備の整備に取組む。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全小中学校の備品整備を実施した。 ○ 学校と協議して、危険性・緊急性・必要性の高いものについて修理を実施した。 ○ 宮村小学校理科室実験台移設等改修工事 ○ 梶山小学校防球フェンス設置工事 ○ 三股西小学校図工室間仕切り工事 ○ 三股小学校、三股西小学校洋式便座取替 ○ 梶山小学校、宮村小学校靴箱取替修繕 ○ 三股西小学校パソコン室空調取替修繕
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の大規模施設整備については3ヵ年実施計画により計画的に整備を行うことができた。 ○ 修繕等については緊急性の高いものから順次整備を行うことができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況の中ではあるが、国・県並びに町費を有効かつ効果的に活用し、小学校の長寿命化計画を策定し、校舎やプール等の大規模改修等により教育環境整備を実施していくことが必要である。

⑤ 教育研究所の充実について

調査、研究及び研究成果の活用促進

目 標	○三股町の小・中学校における、児童生徒の基礎的・基本的な内容の定着と学習習慣の形成を図る指導の在り方について実践研究を行い、児童生徒の学力向上を図る。
取組みの方向	○教育委員会から委嘱された研究員の研究会を毎週実施、全教職員研修会を夏季と秋季に実施する。 ○南部教育事務所と町教育研究会と研究所と連携して取り組む。
平成27年度の取組みの概要	○町内の児童生徒、教師を対象に「学習」における実態調査を実施し、分析を行った。 ○町内の児童生徒、教師、保護者を対象に「家庭学習」についてのアンケートを実施し、分析を行った。 ○学習規律に関する資料収集と整理を行い、「みまたん子授業の約束」を作成し、全児童生徒に提示し、その徹底を図った。 ○1単位時間の「授業モデル」を作成するとともに、授業研究会を実施し、教職員への推進を図った。 ○「家庭学習の手引き」を作成し、全保護者に配布し、家庭学習の充実に向けての啓発を図った。
評 価	○3ヵ年計画の2年目として、「学力向上」についての教職員の意識改革を図ることができた。 ○教師への「授業モデルの推進」、児童生徒への「学習規律の徹底」、保護者への「家庭学習の充実」に向けての啓発を行うことで、三者が一つになって「学力向上」に向けて取り組むようになった。
今後の課題と対応方法	○授業モデルの活用や学習規律の徹底を図るために、授業モデルに関する授業評価や学習規律に関する児童生徒の自己評価など、より効果の上がる取組を工夫する必要がある。 ○「家庭学習の手引き」を活用して、学校と家庭が連携して効果的な家庭学習の取組を進めていくようにする。 ○読書指導や学校図書館の充実など、読書の推進のための取組を工夫する必要がある。

④ 教育環境の整備について

イ I C T教育の整備

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の学力向上のために、I C T設備の有効利用の促進及充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ I C T機器の有効利用促進を図る。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○書画カメラを中学校に15台を導入し、小中学校の普通教室全クラスへの導入を完了した。 ○ 教職員の校務を軽減し、児童生徒に関わる時間を増やすことを目的に校務支援ソフト及びグループウェアを町内全小中学校で運用している。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○書画カメラについては、小中学校全クラスに導入されたことにより活用が進んできた。 ○ 校務支援ソフト及びグループウェアの導入により教職員の校務を軽減し、児童生徒に関わる時間の増加を図れた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務支援ソフト及びグループウェアの有効活用を促進させるため、教職員及の研修を持続的に行っていく必要がある。 ○ 中学校に導入したデジタル教科書（教材）により、その有用性の検討が課題である。

ウ A L Tを活用した外国語活動の拡充

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語指導助手（A L T）を活用して児童生徒の外国語（英語）活動の向上を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ A L Tを活用し町内全小・中学校での外国語活動の拡充を図る。また、要請のある町内の幼保育園にA L Tを派遣し、幼少期から外国語活動に慣れ親しむ環境をつくる。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ A L T 3名体制を維持し、1名の帰国に合わせて1名の補充を行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の英語の発音や国際理解力の向上、小中学校教諭の英語力向上にも寄与している。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、英語が小学校5・6年生で正式科目、3・4年生の外国語活動への導入が目前となっており、現在のA L T 3名から4名へ増員を図りたい。

⑥ 適応指導教室の充実について

学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反社会的行動を伴わない、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の「心の居場所」として、適切な対応のもとに相談・指導・助言・支援を行い、当該児童生徒の一日も早い学校復帰をめざす。 ○ 悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題とともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校又は不適応の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。 ○ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めると共に5教科の基礎的、基本的事項の定着指導を行う。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通級生への教育相談及び補講を継続して行うことにより「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。 ○ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールアシスタント等との面談や適切な支援・助言を行い、通級生の学校復帰に向けての方策を講じると共に入級該当者への面談等を実施した。 ○ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路、部活動等の様々相談を149件受けた。 ○ 教育相談室・適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」と「矯正的指導・援助」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。 ○ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。

今後の課題と 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校における不登校の児童に対する対策会議の活性化を促し、その運営について協力できる体制をつくる。 ○ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。 ○ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行ったり、支援の必要な児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行うことが必要である。
----------------	---

⑦ 人権教育の推進について

人権教育研修会の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全教育活動をとおして児童生徒に、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うために。教員の資質向上に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育を推進するにあたっては、すべての教員が課題に関する正しい認識と共通理解の上に立ち、課題解決のための実践力をもつために、教員に対する研修を実施する。
平成27年度の 取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏季休業中に人権啓発研修会を実施し、講演をとおして人権を尊重する意識を高めることに努めた。 ○ 1月に町内全小・中学校の教師を対象として、三股中学校において人権教育研修会を実施し、研究授業や事後研究会、各学校の実践発表をとおして、人権感覚を養うよう努めた。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究授業や各学校での実践発表を行うことで、人権教育における指導の在り方について、研修を深めることができた。 ○ 教員への研修を実施することで、人権意識の高揚を図ることができた。
今後の課題と 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育や特別活動の充実とともに、全教育活動を通して人権教育の一層の推進が必要である。

⑧ 安全教育の徹底について

児童生徒の安全確保

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 児童生徒が安全な学校生活を送れるよう、必要な点検等に取組むとともに、登下校時の安全対策に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 小学校の遊具の点検・整備に取組む。 <input type="radio"/> みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組む。 <input type="radio"/> 通学路点検を行う。 <input type="radio"/> 小・中学校で交通安全について指導する。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 小学校の遊具の点検により、不良個所を整備した。 <input type="radio"/> みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組んだ。 <input type="radio"/> 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力のもと、各通学路の危険箇所34箇所の合同点検を行い、危険箇所改善の分担を確認した。また、以前に点検した危険箇所の改善を行った。 <input type="radio"/> 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 小学校の遊具については安全性の確保の観点が古くなつた遊具については特に入念な点検が実施できた。 <input type="radio"/> みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。 <input type="radio"/> 通学路合同点検により危険箇所を各担当部署に分けて整備する体制が整った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> AEDの使い方の周知、遊具の更新整備に努める。みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全対策に引き続き取組む。また、通学路の危険箇所を今後も合同で点検し安全確保に努める。

(2) 生涯学習に関すること

① 生涯学習社会づくりについて

ア 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○町民の生涯学習へのニーズを把握し、学習活動の支援体制を整えるとともに、町民の学習活動への関心と意欲を高めるため、幅広い情報提供を行う。 また、知識や技能を身につけ、豊かで住みよいまちづくりに活かされるよう公民館主催教室の開設やその充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌、回覧広報により情報提供に努める。 ○公民館主催教室を充実し、自主教室へ移行する。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌「生涯学習みまた」を作成し、町内各世帯へ配布した。 ○公民館主催教室が自主教室へ移行できるよう育成強化した。(平成27年度の16主催教室から、2の教室を自主教室に移行させ、新たに3の主催教室を立ち上げ、17の主催教室を実施した。)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌「生涯学習みまた」により学習情報を詳しく、また町民に幅広く情報提供ができた。 ○主催教室から自主教室へ移行し、民間主導により教室を開設運営することができた。 ○幼児から高齢者を対象とした生涯学習・主催教室が実施できた。また、それぞれの教室の学習発表会として、2月に文化の祭典(元気まつり)で発表を行った。幼児の能力の発見、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに貢献できた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習への支援体制づくりは、社会教育機関だけでなく広く学校教育関係機関や地域が一体となって推進していくことが必要である。そのため町民のニーズを把握し支援体制を整えるため、引き続き様々な情報提供や公民館主催教室等の充実に取組む。 ○主催教室は、原則、生徒数が10人以上でなければ実施することができないとしているが、新たな分野を学ぼうとする動機付けと多種多様な住民のニーズに応えるためにも、少人数であっても認めることを検討したい。

⑨国際理解教育の推進について

中学生海外派遣事業の充実

目 標	町内の中学生を海外に派遣し、訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて異文化理解を深めるとともに、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ、国際化時代にふさわしい青少年の育成を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修で訪問国の文化や語学研修を行う。 ○ オーストラリアでのホームステイや地元の学校で語学研修・体験学習等を受ける。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修では、ALTの指導により異文化理解や英会話学習に取り組んだ。 ○ オーストラリア、クインズランド州ブリスベン近郊の民家にホームステイし、ジョンポールカレッジで語学研修・体験学習等を実施した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修の英会話学習はALTの指導により、実践的な研修となった。 ○ ジョンポールカレッジでの語学研修・体験学習とともにホームステイによる実生活の中での英会話は、国際感覚の醸成に役立った。 <p>以上の取組みにより、目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>国際社会に対応できる青少年を育成するためには、外国人との交流の機会を多く設けるとともに、直接的な体験から国際感覚を豊かにすることが必要である。</p> <p>そのため、ホームステイや交流活動を体験できる海外派遣研修に引き続き取組む。</p>

イ 高齢者学級の開設と活動の推進

目 標	高齢者へ文化・スポーツなど、生涯学習ができる場を提供し、自主的・主体的な学習への意欲向上を図る。個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会を推進する。 また、学級生が学習の成果を生かし、地域ボランティアなど社会活動へ積極的な取り組みを行っていくよう推進する。
取組みの方向	○文化・スポーツなどの学習会を月に1~2回開催 ○学級生が自ら、学習会運営に携わる
平成27年度の取組みの概要	5月から3月にかけて、18回の学習会を開いた。38名の学級生が月に1~2回集まり、創作活動や野外活動、スポーツなど幅広い分野にわたり、学習活動を行なった。
評 価	○各学級生が、積極的に学習会へ取り組むことができた。 ○創作活動・スポーツ活動、近隣地域の高齢者学級と合同で野外活動を行い、幅広い分野の学習会を推進できた。
今後の課題と対応方法	高齢者学級へのより多くの参加者確保を行う。また、生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。 また、学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。

② 社会教育の充実について

ア 社会教育施設整備と活用

目 標	老朽化した社会教育施設を毎年度こまめに修繕し、良好な維持管理に努め、大規模改修行わないで済むよう適正化を図る。 また、各施設の機能を十分活かしながら利活用し、一層の利用促進を進める。
取組みの方向	○適時、社会教育施設の点検を実施し、修繕箇所を確認する。 ○修繕を要するものについては、規模、劣化の状況等みて、計画的に整備していく。
平成27年度の取組みの概要	○第3地区分館の屋根外壁の改修工事をおこなったことにより、地域住民のコミュニティの場として利用しやすい施設となった。 ○各施設の修繕補修を行うことで利用者が安全に安心して利用できるよう整備した。

評 価	○大規模修繕については、計画的に整備した。 ○計画的に各施設を巡回し、早期に週補修することができた。
今後の課題と 対応方法	○老朽化している施設が多いことから、公共施設等の適正配 置計画に基づき、統廃合等について検討する。

イ 地区・自治公民館活動の充実

目 標	○自治公民館連絡協議会の活動を支援し、自治公民館相互の連携強化を図ることにより地域のコミュニティ活動の活性化を促す
取組みの方向	三股町自治公民館連絡協議会の取組み ○館長会議での研修・情報交換 ○先進地視察研修会 ○県公民館大会への参加（活動状況の発表あり）
平成27年度の 取組みの概要	○館長会 7回/年開催して研修・情報交換を行った。 ○先進地視察研修 ・九州内佐賀市日新公民館ほか20名参加 ・鹿児島県さつま町23名参加 ○県公民館大会 ・延岡市開催24名参加
評 価	○館長会開催により地区の情報交換を行うことで公民館活動を充実させる事ができた。 ○研修参加により、地域の公民館活動活性化のリーダーとして、地域づくりに活かされている。
今後の課題と 対応方法	○人口、世帯数は増えているが支部加入が進まず、コミュニティ意識の希薄化も進んでいることから、若い世代の支部加入促進し、地域住民のニーズを反映した、活動の充実に努める必要がある。

ウ 人権に関する教育の推進

目 標	いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てるなどで誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を学ぶことを目標とする。
取組みの方向	人権教育、啓発を通じて自分を大切にする心や、他人に対する思いやりの心を養うことで、人権尊重の大切さを学ぶ。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきふれあいリレー啓発展において、人権啓発のパネルを町文化会館エントランスホールに展示するとともに、パンフレットを配布し、人権の大切さについて啓発を行った。 ○夏休みに町内11の児童館においてなかよし広場を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が紙芝居屋ビデオで人権の大切さを子どもたちに伝えた。 ○町人権啓発研修会は、都北地区人権・同和研究大会と合同で開催。記念講演と分科会の2部構成で実施し、約460人（うち三股町190人）の参加者があり、人権尊重を周知することができた。 ○小・中学校の夏休みの宿題として人権に関する標語・親と子のふれあい標語を募集し入賞者に賞状と図書券を贈呈した。
評 価	様々な取り組みを通じて人権尊重の大切さを学習することで社会生活のルールを守り、他人を思いやる心を身につけることの大切さを啓発することができた。
今後の課題と対応方法	今後も、人権尊重の大切さを更に啓発し、様々な形態で人権についての学習の場の提供を行っていく。

今後の課題と 対応方法	学校支援のボランティアについては、原則、学校区の地域住民に依頼することとしており、学校を核にした地域住民の協力について、各種団体等を通じて周知していく。また、学校区ごとの支援体制の構築に向けた組織づくりも進めていく。 学校支援および土曜学習等の活動を広報紙等の媒体を活用して周知する。
----------------	---

イ 野外活動、体験活動、交流活動の推進

目 標	次代を担う三股町の子どもたちに、三股町とは異なる自然、文化を持つ地域の子ども達との現地での交流活動を通じて、いっそう深く考えて行動できる力を身につけさせるとともに、強度の発展に寄与できる人材の育成を図る。
取組みの方向	町内 6 つの小学校 6 年生 30 人を 5 泊 6 日の日程で沖永良部島へ派遣し次代を担う人材の育成を図る。
平成 27 年度の 取組みの概要	町内の小学校 6 年生 30 人と 5 人の引率者で 7 月 29 日から 8 月 3 日までの 5 泊 6 日間沖永良部島で体験学習を行った。沖永良部島の歴史について学んだり、そこで暮らす小学生や町民との交流や三股町の伝統芸能である奴踊りを披露したりして、交流を行った。
評 価	遠く離れた沖永良部島で、その島の歴史や町民の暮らしを直接現地に行って学ぶことで町民との交流や社会に対する視野を広めることができた。 また、研修で知り合った三股町内の小学生 30 人が、5 泊 6 日という長期間、お互いに尊重し合い生活を共にすることで、他人とともに社会を形成する上でのルールの大切さを学ぶことができた。
今後の課題と 対応方法	研修をより充実したものにするため、現地における研修先、研修内容の見直しを図る。

③ 青少年教育の充実について

ア 学校支援体制の構築

目 標	<p>学校における教員の勤務負担を軽減するため、授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援等、様々な教育支援活動を行ったり、教員が子ども一人ひとりに対しきめ細やかに指導できる時間を確保したりするなど、地域全体で学校教育を支援するために、学校・家庭・地域との連携体制を構築し、地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを推進する。</p> <p>町内の児童を対象に、土曜日を活用し、地域の自然や人材を活かした体験活動や、学習機会などの教育環境を提供することで、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育む。</p>
取組みの方向	<p>学校関係者及び地域の代表者（コーディネーターやボランティア代表、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等）等で、「学校支援地域本部」を設置し、その下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行う。</p> <p>土曜学習は、文化・芸術・科学・スポーツ・農業など児童の知的好奇心を刺激する体験学習やものづくりを行う。</p>
平成27年度の取組みの概要	<p>学校教育においては、教職員の勤務負担を軽減するため、授業等における学習補助や教職員の業務補助、学校行事の支援など様々な支援活動を実施した。</p> <p>土曜学習は、毎月第4土曜日を活用して、体験学習を実施。町内から応募のあった21人の児童を対象に、町内の企業や個人等を講師に、年9回の体験学習活動を行った。</p> <p>学校支援および土曜学習における活動内容は、報告書にまとめ、200部作成し、学校関係者やPTA、地域の組織（自治公民館、壮年団体、女性団体など）に配布し、事業の周知と活動の充実図った。</p>
評 価	<p>学校支援地域本部事業については、2年目を迎えて、学校側から新たな支援要請があり対応するなど、目的に沿った事業展開が広がりつつある。</p> <p>その一方で、対応できないものもあり、地域ボランティア登録に向けた取り組みを推進する必要がある。</p>

④ 家庭教育の充実

家庭教育学級の充実

目 標	家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
取組みの方向	家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の学習の充実に努める。また町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を実施する。
平成27年度の取組みの概要	各家庭教育学級で、年間 <u>6~7回</u> の学習会を開いた。 <u>のべ1,000名</u> の学級生が、講演会や創作活動野外活動に參加した。 また、 <u>11月</u> には合同研修会を開き、人権学習を行なった。 <u>50名</u> が参加し、人権について学ぶ機会となつた。
評 値	○学習会を通して、子育てに必要な情報を得ることができた。 ○学級生相互の情報交換や、親睦を深めることができた。 ○親子参加の学習会では、親子のふれあいの時間を持つことができた。
今後の課題と対応方法	家庭教育学級のさらなる充実のため、各学級の情報交換や情報提供に努める。 また、合同研修会についても、家庭教育向上の一助となるような学習会を行う。

⑤ 歴史遺産の見直しと文化意識の向上について

ア 町史編さん事業の開始

目 標	本町の歴史を学問的に明らかにし、町民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに後世への文化遺産とし、本町の文化の向上に資する。
取組みの方向	町制施行 70 周年（平成 30 年）に向けて新しい町史を作成するためには必要な事項を実施していく。
平成 27 年度の取組みの概要	町史編さん専門委員会議の開催（計 18 回） 町内古文書調査
評 価	町内における古文書調査を実施し、収集した古文書の翻刻、分析、記録を専門委員会議の中で取り組んだ。これらの作業は、町の歴史を紐解く上で欠かせないものであり、新町史にその成果を結実させたい。
今後の課題と対応方法	史料考証を重ねた事項を新町史にどのように記述するかが大きな課題である。歴史学会の研究成果を取り入れることは当然であるが、町民に分かり易いように平易な表現で記述することを念頭に置かなければならない。町民に愛され、親しまれる町史を作成することが重要である。 対応としては、評価の高い他自治体史を収集し、研究・考証を重ね、執筆経験者に助言を求めることが必要である。

イ 文化財の整備と保存

目 標	町民共有の財産である文化財の保全と活用を図る。
取組みの方向	文化財の保存・整備計画を策定し、教育・観光・地域おこしといった様々な分野で活用できる文化財の在り方を検討する。
平成27年度の取組みの概要	梶山城跡保存推進協議会の立ち上げ 梶山城跡用地買収
評 価	町内の文化財の中でも、複数の古絵図が現存し、とりわけ町内外で文化遺産としての評価が高い梶山城跡の保存と整備を行うため、梶山城跡保存推進協議会を立ち上げ、地元住民に対して説明会を開催した。これらの取り組みにより、地元住民の梶山城跡保存に対する意識の高揚と用地買収への協力体制を図った。
今後の課題と対応方法	現在進行中の用地買収を今後、いかにして進めていくかが課題となる。そのためには地元住民の理解と協力が不可欠であり、地域と行政が一丸となって進めていく必要がある。 対応としては、説明会や、個人宅への訪問を繰り返し行い、梶山城跡保存への理解をいただく必要がある。

(3) 文化振興に関すること

① 総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について

総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広く地域住民に親しまれ愛される施設となるための周辺整備、並びに安全性確保と利用者増を図るための機器更新及び整備を実施し、総合的な機能向上をもって、さらなる町民からの信頼獲得を目指す。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工 14 年が経過し、施設並びに設備や備品の老朽化が年を追って顕著となっており、計画的整備を進める。 ○ 突発的な破損等には、緊急性と機能維持を主眼に、的確かつ柔軟な対応を図る。
平成 27 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化会館ホールプロジェクターを購入した。 ○ 総合文化施設南側自動ドア取替修繕（2式）を行った。 ○ 総合文化施設下水道接続工事および浄化槽雨水タンク再利用改修工事を行った。 ○ 文化会館では平成 25 年度から座席機構の計画改修[全 6 期]に着手。27 年度は消耗部品の交換[3 期]を行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に沿った整備を進行できた。 ○ 補強や増設による機能向上や安全性向上にも取り組めた。 ○ 利用者やお客さまからのご指摘や、清掃作業員・舞台技術者の現場報告にも適切に対応できた。 ○ こまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、並びに利用者の安全性向上を図ることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工から 14 年が経過。老朽化に加えその対応業務の煩雑さや業務量の増加も年を追って顕著になっている。個々の設備や備品の整備は効率的に行う一方、長期的視点に立った全体整備を継続する。保守点検結果を基に致命的故障や事故に至る指摘や予兆を見逃さず、整備計画、安全性確保と機能維持を図る。 ○ 老朽化で増加する突発事象には、弾力性を持った計画見直しで対処できるよう、普段から施設全体の状態把握に努める。また、安全性確保・機能維持と財政負担軽減を両立させるべく大局的観点の保持にも努める。

② 文化会館の利用促進について

ア 自主文化事業の充実と推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成 24 年 6 月 27 日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い 育み 知の創造」の下、創造性と独自性溢れる事業群の構築により、文化芸術の振興発展、豊かな地域コミュニティの創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の持てる機能と特長が「地域創造大賞」受賞で裏付けられた。この実績を最大限生かし、特長となる事業群の継続と丁寧な積み上げに主眼を置く。 ○ 幅広いニーズに応えるべく多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。 ○ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。 ○ 開館 10 周年の総括を踏まえ、来る 10 年の柱とすべく、育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。
平成 27 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主文化事業 22 本 (102 日・5,889 人) <ul style="list-style-type: none"> ①鑑賞型 14 本 ②啓発・育成型(アトリーチ含)7 本 (小学巡回公演 1 本, 中学鑑賞教室 3 本ほか) ③参加創造型 3 本 16 公演 (「まちドラ！」[稽古 15 回], 演劇ワーキング 1 本[58 講], 戯曲講座 1 本[12 講]他)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多ジャンルの買取公演にとどまらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作・上演に取り組み、三股町の自治体オリジナリティにも貢献できた。 ○ 4 年めとなる参加創造型事業「まちドラ！」を実施できた。 ○ M★ういんぐ (J R 三股駅内多目的ホール) を活用した公演を行った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三股町立文化会館ブランドの構築を目指す。お客様の信頼獲得に向け地道な努力を継続し、開館以来育む創造性・独自性とともに、可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる視点、及び劇場法に鑑み、「文化芸術拠点」にとどまることなく、文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。 ○ 平成 28 年度の開設 15 周年を視野に入る。

イ 貸館事業の充実と推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成24年6月27日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い 育み 知の創造」の下、貸館利用者の充足感と満足感を高める運営により、文化芸術の振興発展、豊かな地域社会の創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特長と持てる機能、並びに「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業群及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。 ○ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。 ○ 広く親しまれ愛される施設として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸館事業 114本（165日・23,151人） 施設＝ホール1・リハーサル室1・会議室1・楽屋4
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表方（フロントスタッフ）及び裏方（テクニカルスタッフ）とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図れた。 ○ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台技術の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解促進、また「再び利用したい」という志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただくことができた。 ○ 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立て貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

③ 図書館の利用促進について

ア 図書館資料の整備と充実

目 標	○ 生涯学習の拠点として、図書館利用者のニーズに応えられるよう図書館資料の整備充実に努める。
取組みの方向	○ 図書館の資料収集方針に基づき、多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極め、図書館利用者の求める資料を収集・保存する。また、三股町立図書館の特色である視聴覚資料（CD・DVD）についても、良質で利用度の高いものを選定し、収集・保存していく。
平成27年度の取組みの概要	○図書館利用者の利用傾向や、蔵書構成を分析しながら購入する図書や視聴覚資料の選書を行なった。 (購入図書冊数：3,330冊、購入視聴覚資料数：87点) ○多くの利用がある資料については、本の劣化もすすむため、図書装備も入念に行なった。
評 価	○利用者が求める資料の情報を集めながら、資料を収集し提供することができた。また、購入に限らず県内の図書館から資料を取り寄せるなどして、利用者へ資料の提供を行なうことができた。 ○利用者が読みたい資料にたどりつけるよう、正確な資料配架を行ない、資料配置についても利用が促進されるように工夫した。 ○平成27年度は、個人～196,780冊、団体（幼稚園・保育園・学校・高齢者施設）～8,584冊の資料貸出を行なった。
今後の課題と対応方法	○ 図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらなる資料の整備と充実をめざす。

イ 読書サービス、読み聞かせ活動の推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書サービスを推進するため、図書館へ通うことが生活の一部となるような、住民に近い図書館づくりをめざす。また、所蔵資料と利用者を結びつけられるような取組みをする。 ○ 読み聞かせ活動の推進と、充実のために読み聞かせボランティアグループのサポートを行なう。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館資料を充実させ、読書意欲が促進されるよう図書館サービスを行なう。また、春の子どもの読書週間、秋の読書週間を柱として、読書サービスを推進するイベントを行なう。 ○ 所蔵している資料について、様々な展示コーナーをつくり図書を紹介して、利用者と資料を結びつける工夫を行なう。 ○ 日常的なおはなし会の実施や、読み聞かせ講座、読み聞かせボランティアへの支援、幼稚園・保育園・学校との連携を充実させ、読み聞かせ活動の推進をはかる。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書週間では、おはなしと音楽のコンサート、子どもを対象とした貸出たいけん、おはなし会などを行なった。また、秋の読書週間では、読書感想文感想画コンクール受賞作品展示や、講演会、特別展示などを行なった。 ○ 図書館職員やボランティア団体による定期的なおはなし会を行ない、読み聞かせ活動を推進した。 ○ イラストレーター・絵本作家の丸山誠司さんのおはなし会とワークショップを開催した。(都城広域定住自立圏事業)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春の子どもの読書週間、秋の読書週間を柱としてイベントを実施し、読書サービスの推進をはかることができた。 ○ 図書館職員やボランティア団体による、定期的なおはなし会を行ない、読み聞かせ活動を推進し、親子に本を読み楽しむことの重要性を伝えることができた。また、読み聞かせ講座の実施と木城えほんの郷ブックアドバイザーによる講演を行い、読み聞かせについて学ぶ機会を持つことができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館で実施する各イベントに多くの人が参加し、読書の推進が図れるようさらなるイベント内容の充実や、広報活動に努める。また広い世代が読書を楽しめるような図書館づくりをめざし、読書サービスを展開していく。

(4) 社会体育に関すること

① スポーツ振興基盤の充実

ア スポーツ行事の充実および組織の育成と強化

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の健康増進と体力の向上及び町民の交流活動を目的にした各種スポーツ行事を実施するとともに、スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及。 ○ スポーツイベントの再構築 ○ 総合型地域スポーツクラブの育成。 ○ 各種スポーツ大会の開催及び誘致。 ○ 異世代間の交流を図る行事の開催。
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8年目を迎えた「市民総合スポーツ祭」に、障がい者部門を含め14種目の競技種目を設け、約1,400人の参加者を得て盛会に開催することができた。 ○ 第1回みまたん霧島パノラマまらそんは、町内外から約1,500人の参加を得て、生涯スポーツのまちをアピールすると共に、町民の健康維持増進を図った。 ○ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等において、スポーツをするきっかけ作りとして、ニュースポーツ等の普及・振興を行った。 ○ 総合型地域スポーツクラブの健全な運営と事業の拡大に向けた検討により、町で人を雇用し直営という形で運営を行った。 ○ 目に見える形で自分の体力を知ることにより、より明確に目的を持ってスポーツに親しめるよう、町民を対象にした体力テストを行った。 ○ 体育協会の事業の検証・評価を行い、事業内容の改善・見直しにつなげた。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育協会と総合型地域スポーツクラブの事業について、事業評価と検証を行ったことで、予算の効率的な運用がなされた。 ○ 各種スポーツイベントを開催することで、地域間や世代間交流を図ることができた。 ○ ニュースポーツの普及・振興の活動により、町民が気軽にスポーツに親しめるきっかけ作りが出来た。

今後の課題と 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントの充実とその周知に努め、地域間や世代間交流を図る。また、ニューススポーツ等は、一時的な普及にとどめることなくクラブ結成等への誘導が必要である。なお、みまたチャレンジ総合クラブの自主運営化を図るための方策の検討に努める。 ○ スポーツがいかに心身の健康に大切な情報を発信し、スポーツをしていない人々に关心を持つてもらい、生涯に亘って健康で豊かな生活を送ることができるよう努める。 ○ 健康増進担当部署と連携を取り、記録や勝負ではなく、「健康」や「楽しみ」のためのスポーツの場をより多く提供できるように努める。
----------------	---

イ スポーツ施設の計画的整備・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存スポーツ施設の計画的な改修や運営面での工夫を凝らし、町民の方々が利用しやすいスポーツ施設の整備、改修を進め。また、町民ニーズの動向に即して施設の整備を行う。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共スポーツ施設の整備・充実 ○ 施設の効率的活用
平成27年度の 取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、各体育施設への備品補充、テニスコートの砂の入替え等の整備を行った。 ○ 三股町西部地区体育館の建設を行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民のニーズに合わせた施設整備を行い、利用者が安心・安全に施設を利用することが出来た。 以上との取組みにより、目標を達成することができた。
今後の課題と 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進める。 ○ 施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。

② 青少年スポーツの振興

スポーツ少年団等の育成・拡充

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与え、スポーツを通じて体と心を育てるために組織されたスポーツ少年団として、団員をはじめ、指導者や母集団等の育成を図る。また、新規参入団の受入や登録団員の増加に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ少年団団員綱領に基づく活動 ○ 指導者・母集団等の研修 ○ 各種大会等の開催による交流活動
平成27年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目による大会の開催 ○ 町スポーツ少年団による結団式、運動会、リーダー研修、解団式等の開催 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手に対しての激励金の交付
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目毎に開催された大会は、指導者及び母集団の協力により開催された。 ○ 町スポーツ少年団主催の各行事は、加盟団体のほとんどが参加するとともに、育成母集団等の積極的な協力も見受けられた。 ○ 食とスポーツの関係性についての講演会をはじめとした研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行うとともに、一人でも多くの青少年が気軽にスポーツに親しめるよう引き続き事業に取り組む。なお、登録団数及び団員数が減少傾向にあるため、各小学校のスポーツ少年団への加入状況、他のスポーツ団体への加入及びその他の習い事等の状況調査を行い、その現状を踏まえた対策を検討し、新規参入団の受入や登録団員の加入推進を行う。

三股町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況点検評価

総括的に申し上げれば、事例なしの2項目を除いて、中項目である30項目はA評価となっている。また、小項目38項目のうちA評価は31項目82%，B評価は7項目18%となっている。

A評価が達成率100%，B評価が達成率80%ということ、加えて60%以下の達成率を示すC評価が1項目でD評価の項目が皆無である点を鑑みても、三股町教育委員会の教育に関する事務の管理状況の評価としては、適正かつ良好な事務の管理及び執行がなされていると評価する。

以下、評価シート別に述べる。

1 教育委員会の活動・評価シート1

中項目及び小項目5項目ともA評価であることは、(1)教育委員会の会議の運営改善、(2)教育委員会と事務局の連携、(3)教育委員会と首長との連携、(4)教育委員の自己研鑽、(5)学校及び教育施設に対する支援の5活動が適切になされていると評価する。

特に、常に町長部局との連携を深め、報告・連絡・相談に努められたり、学校の実態等に応じた教育施設の充実を図られたりしておられるることは高く評価したい。

2 教育委員会が管理・執行する事務・評価シート2

教育委員会が管理・執行する事務16項目は、事例なし2項目を除く13項目がA評価である。このことから、教育委員会がしっかり機能していることがうかがえる。また、教職員の分限又は懲戒処分に関しても適正な処理が執行されていると評価する。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート3

(1) 学校教育に関すること

14の小項目の中でA評価10項目、B評価4項目となっている。B評価である「学校給食費未納対策」については、収納率が99.89%ということで完納を目指して取り組まれていることは高く評価したい。「人権教育の推進」「安全教育の徹底」「国際理解教育の推進」についてもB評価であるが、いずれも児童生徒への教育的効果を鑑みると極めて重要な事項であり、自らの事務内容を厳しく評価判断した結果の表れであり、常に100%の事務の執行を目指す気構えがうかがえる結果であると評価する。

学校教育に関する事務の中でも特筆すべきは、本年度も複式2学級に補助教員を配置して、個に応じた指導が徹底するように配慮されていることである。さらに、適切な教育を通じて必要な支援を行うために、特別支援教育補助教員を中学校へ1名、特別支援教育支援員を小学校5校に10名配置して特別支援教育の充実を図っておられることは大いに評価するところである。

(2) 生涯学習に関すること

11の小項目の中でA評価10項目、B評価1項目となっている。

「学校支援体制の構築」は昨年度と同様のB評価であるが、「学校支援地域本部」の取り組みの成果も表れており、有機的に機能していることがうかがえる。地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを目指して事業を展開されていることは高く評価したい。「土曜学習」の取り組みも、体験学習の場づくりにもなるので、今後の活動を大いに期待したい。

そのほかの中項目及び小項目についても充実した取り組みがなされていると評価する。

(3) 文化振興に関すること

5の小項目の中でA評価3項目、B評価2項目となっている。

「総合文化施設の整備と充実」についてはB評価であるが、施設並びに設備の老朽化が進む中で、限られた予算を有効に執行し、計画的な整備がなされている。

また、自主文化事業や貸館事業の運営については精力的かつ意欲的な取り組みも進められ、大きな成果を上げていると評価する。

「図書館の利用促進」については、ユニークな読書サービスが展開されているが、利用者の増加には繋がっていないので、今後特色ある図書館づくりへの努力を期待したい。

(4) 社会体育に関するこ

中項目及び小項目の全てがA評価である。

「町民総合スポーツ祭」に障がい者部門を導入したり、「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催したりするなど積極的な取り組みは高く評価したい。

また、「三股町西部地区体育館」の建設やスポーツ施設への備品の補充など町民のニーズへの対応は大きな成果を上げていると評価する。

今後、町民の健康増進と体力の維持向上に向けた活動を推進し、「アスリートタウン三股」の充実のためにより一層の取り組みがなされることを期待したい。

平成28年11月14日

穂 所 信 博

